

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

路線名	川越坂戸毛呂山線
供用開始の区間	坂戸市につきさい花みず木六丁目五番一五地先から同市大字善能寺字萬海二五三番四地先まで
供用開始の期日	平成三十年三月二十七日
備考	平成三十年三月二十七日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三六・〇〇メートル